

# 崇化館地区コミュニティ会議会則

## (名称)

第1条 この会は崇化館地区コミュニティ会議(以下「会議」という)と称する。

## (目的及び内容)

第2条 会議は地域住民の連帯性を深め、住み良い地域社会を作ることを目的として次のことを行う。

- (1) 地域住民のスポーツ・文化・福祉・防災・防犯の向上に必要な情報の交換をする。
- (2) 関係機関・団体等の連絡調整を行う。
- (3) 学校区・自治区単位住民活動を積極的に推進する。
- (4) 青少年健全育成に関する地域住民活動を積極的に推進する。
- (5) 市民の誓いを実践するための諸行事を推進する。

## (運営の基本理念)

第3条 会議の運営は地域住民の主体性と自主性を尊重し、地域住民の総意により運営する。

## (組 織)

第4条 会議は崇化館地区住民および、関係地域機関団体をもつて組織する。

## (総務委員会)

第5条 会議に総務委員会を設ける

- 2 総務委員会は自治区が区民の中から選任した企画委員、区長会四役、各委員会代表者をもって構成する。
- 3 総務委員会は事業計画および予算の立案を行う。
- 4 総務委員会は各委員会の調整を行う。

## (企画委員会)

第6条 会議に企画委員会を設ける。企画委員会は企画委員で構成し、総務委員会の業務を企画・推進する。

## (常置委員会)

第7条 会議は別表1に定める常置委員会を設け、それぞれ事業を実施する。

### (1) 青少年育成委員会

青少年育成委員会は青少年健全育成のための啓発活動、研修等の事業を実施する。

### (2) 福祉委員会

福祉委員会は福祉活動の情報交換、研修等を実施する。

### (3) スポーツ委員会

スポーツ委員会はスポーツ活動の情報交換およびスポーツ事業を実施する。

### (4) 防災防犯委員会

防災防犯委員会は防災防犯活動の情報交換、研修等を実施する。

- 2 常置委員会は自治区が選任した者をもって構成する。
- 3 常置委員会は事業について調査研究し、計画立案のもとにその事業を推進する。

### (実行委員会)

第8条 会議に次の実行委員会を置く

- (1) 崇化館「夢フェスタ」実行委員会
- (2) 崇化館地区「新成人を祝う会」実行委員会
- (3) 小学校区事業

- 2 実行委員会は総務委員会において必要と認める者により構成する。
- 3 実行委員会は、特定の事項について調査・審議・計画・立案し事業を実施する。

### (総 会)

第9条 総会は、この会議の唯一の議決機関とし、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し会議の日時及び場所を示して開会の通知をする。
- 3 総会は定数の過半数により成立し、議決は出席者の過半数により成立する。可否同数の場合は議長が決する。なお、委任をもって出席とみなすことができる。
- 4 総会は年1回、4月か5月に通常総会を開催することとし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 5 総会は、会長が議長になり次に掲げる事項を審議し、議決する。
  - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
  - (2) 予算、決議に関する事項
  - (3) 役員の選任および解任に関する事項
  - (4) 会則等の改正に関する事項
  - (5) その他の重要事項

#### 6 総会の議事録

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(委任した会員も含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概容及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 7 議事録には、議長、書記及びその総会において選任された議事録署名人 2名がこれに署名押印をしなければならない。

### (役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名

- 2 役員は総会に於いて選出、任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、崇化館地区区長会(以下「区長会」という)の長をもって充て、会議を代表して会務を総括する。

- 4 副会長は、区長会の副会長及び企画委員、各1名とする。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 書記は、区長会の書記をもって充て、会議の通知・会議等の調整を行う。
- 6 会計は、区長会の会計をもって充て、会計事務を行う。

#### (会計監査)

第11条 会計監査は区長会が推薦する者をもって充て、会計監査事務を行う。

#### (顧問)

第12条 会議には顧問を置くことが出来る。

#### (経費)

第13条 会議の経費は、負担金・補助金・寄付金およびその他収入をもってこれに充てる。

#### (会計年度)

第14条 会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (委任)

第15条 この会則に定めない事項については、必要に応じ、会長が定めるものとする。

#### (事務局)

第16条 会議の事務を処理するため、崇化館交流館に事務局を置く。

2 交流館は会議の事務局事務および会議運営に関する指導および助言をする。

#### (附則)

この会則は、平成3年4月1日から実施する。

#### (改正)

平成 6年4月1日

平成 9年4月1日

平成11年4月1日

平成13年4月1日

平成14年4月1日

平成15年4月1日

平成17年4月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成24年4月1日

平成26年4月1日